

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 14    | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

|      |   |
|------|---|
| 特記事項 | - |
|------|---|

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和7年1月22日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 後期高齢者医療に関する事務   |
| ②事務の概要                   | (評価対象事務全体の概要)<br>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの<br><br>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)<br>1 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務<br>2 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務<br>3 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務<br>4 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務<br>5 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務<br>6 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 後期高齢者医療システム<br>神奈川県後期高齢者医療広域連合標準システム<br>共通基盤システム<br>団体内統合宛名システム(庁内連携システム)<br>書かない窓口システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 後期高齢者医療被保険者情報ファイル        |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第1項及び別表85の項<br>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第46条)   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号及び別表85の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 保険年金課   |
| ②所属長の役職名                 | 保険年金課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| -                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 平塚市 健康・こども部 保険年金課 後期高齢者医療担当<br>〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号<br>電話番号(0463)21-9768  |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
|---|--|
| 連絡先   | 平塚市 健康・子ども部 保険年金課 後期高齢者医療担当<br>〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号<br>電話番号(0463)21-9768 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | <input type="checkbox"/> 500人未満<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)      |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 本人からのマイナンバー取得の徹底や、照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。<br>・申請書に記載された個人番号の確認及び本人情報との照合のダブルチェックを行う。<br>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、あて先に間違いがないかダブルチェックを行う。<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管し、廃棄する際はダブルチェックを行う。 |   |

|   |  |
|---|--|
| <b>9. 監査</b>  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| <b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>  |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>   |
| 判断の根拠   | <p>平塚市情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。その他、下記の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御し、管理者による管理を徹底し、使用時は管理者の承認を得る。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、複数人による確認を行い、廃棄した記録を保存する。</li> <li>・特定個人情報に係る事故発生時の対応について、個人情報漏えい事故等の対応に関する要綱に基づき職員に周知・徹底している。</li> </ul>  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|------------|---|--|---|------|----------------------------------|
| 平成29年4月28日 | 5-②所属長  | 保険年金課長 古矢 守  | 保険年金課長 春原 昭彦  | 事後   | 人事異動の伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和2年2月13日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か             | 平成27年1月27日 時点  | 令和2年1月1日 時点   | 事後   | 評価の再実施に係る記載の変更。                  |
| 令和2年2月13日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か             | 平成27年1月27日 時点  | 令和2年1月1日 時点   | 事後   | 評価の再実施に係る記載の変更。                  |
| 令和4年12月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>①実施の有無  | 実施しない  | 実施する  | 事前   | 公金口座に係る事務開始前の記載の変更。              |
| 令和4年12月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 |  | 番号法第19条第8号及び別表第2(82の項)  | 事前   | 公金口座に係る事務開始前の記載の変更。              |
| 令和4年12月1日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か             | 令和2年1月1日 時点  | 令和4年4月1日 時点   | 事後   | 評価の再実施に係る記載の変更。                  |
| 令和4年12月1日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か             | 令和2年1月1日 時点  | 令和4年4月1日 時点   | 事後   | 評価の再実施に係る記載の変更。                  |
| 令和6年11月1日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 後期高齢者医療システム<br>神奈川県後期高齢者医療広域連合標準システム<br>共通基盤システム<br>団体内統合宛名システム(庁内連携システム)  | 後期高齢者医療システム<br>神奈川県後期高齢者医療広域連合標準システム<br>共通基盤システム<br>団体内統合宛名システム(庁内連携システム)<br>書かない窓口システム | 事前   | 書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。  |
| 令和6年11月1日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か             | 令和4年4月1日 時点  | 令和6年4月1日 時点   | 事後   | 評価の再実施に係る記載の変更。                  |
| 令和6年11月1日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か             | 令和4年4月1日 時点  | 令和6年4月1日 時点   | 事後   | 評価の再実施に係る記載の変更。                  |
| 令和6年11月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | ・番号法第9条第1項 別表第1(59の項)<br>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(第46条)(平成26年内閣府・総務省令第5号) | ・番号法第9条第1項及び別表85の項<br>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第46条)                                     | 事後   | 番号法改正に伴う変更。                      |
| 令和6年11月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2(82の項)   | 番号法第19条第8号及び別表85の項  | 事後   | 番号法改正に伴う変更。                      |
| 令和6年11月1日  | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業<br>判断の根拠            | —  | 追加  | 事後   | 新様式への移行に伴う追加                     |
| 令和6年11月1日  | IV リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>判断の根拠     | —  | 追加  | 事後   | 新様式への移行に伴う追加                     |
| 令和7年1月22日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③<br>システムの名称      | —  | 書かない窓口システム  | 事前   | 書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。  |
|            |   |  |   |      |                                  |
|            |   |  |   |      |                                  |
|            |   |  |   |      |                                  |
|            |   |  |   |      |                                  |
|            |   |  |   |      |                                  |